

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第16条の規定により、京都市南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書類が提出されましたので、条例第21条第1項に規定する公聴会の開催について、同条第2項に基づいて、次のとおり公告します。

また、準備書について環境の保全の見地からの意見を公聴会で述べようとするときは、条例第21条第3項に基づいて、次の6のとおり書面の提出により申し出ることができます。

平成19年6月19日

京都市長 榎本 頼兼

1 公聴会の開催日時

平成19年8月26日（日） 午前10時から

2 公聴会の開催場所

京都市呉竹文化センター

京都市伏見区京町南七丁目35番地1

3 事業者の氏名及び住所等

(1) 事業者の名称 京都市

(2) 代表者の氏名 京都市長 榎本 頼兼

(3) 主たる事業所の所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

4 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

京都市南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業

(2) 種類

ごみ処理施設（焼却施設、選別資源化施設及びバイオガス化施設）の設置

(3) 規模

ア 焼却施設 焼却能力 500トン/日(24時間稼働)

イ 選別資源化施設 処理能力 180トン/日(6時間稼働)

ウ バイオガス化施設 処理能力 60トン/日(24時間稼働)

5 対象事業実施区域

京都市伏見区横大路八反田町(京都市南部クリーンセンター内)

6 公述希望の届出について

(1) 届出の期限

平成19年6月19日(火)から同年8月1日(水)まで

(2) 提出先

京都市環境局環境企画部環境管理課

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

(3) 記載事項

氏名, 住所, 対象事業の名称及び環境の保全の見地からの意見の概要

7 公述人の人数

最大約30名程度

(環境局環境企画部環境管理課)